



令和2年6月30日(火) 岐阜県発表資料			
担当課	担当係	担当者	電話番号
統計課	人口労働係	中島 満	内線2087 直通058-272-8184 FAX058-271-5720

令和2年4月分 毎月勤労統計調査結果

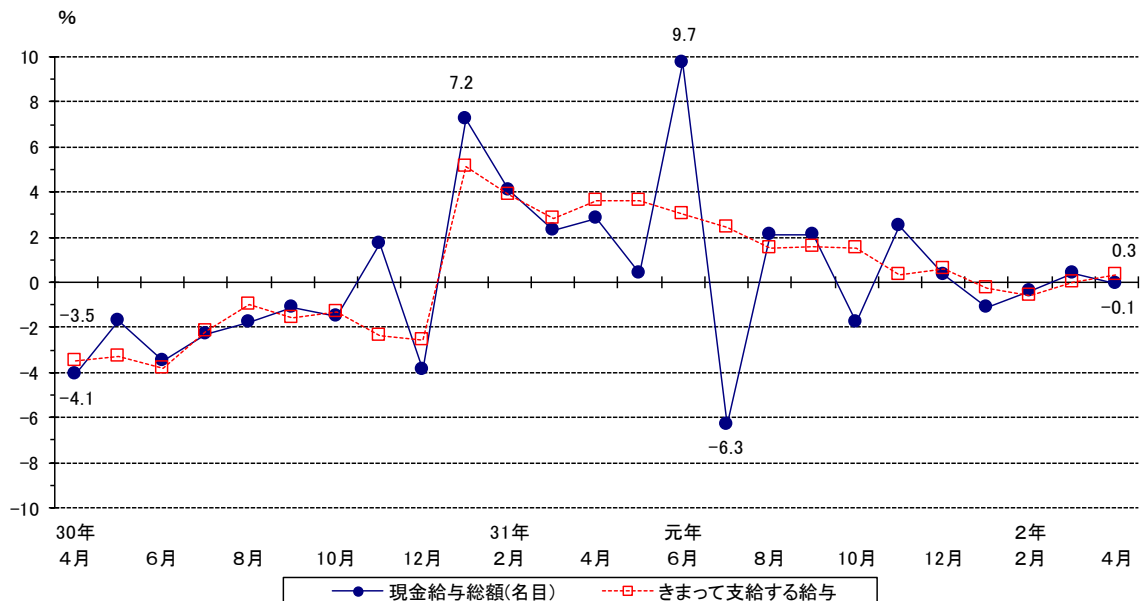
賃金

- ・4月のきまって支給する給与は、規模5人以上で241,079円、前年同月比0.6%減で、2ヶ月ぶりに前年同月を下回った。また、規模30人以上では266,085円、前年同月比0.3%増で、4ヶ月ぶりに前年同月を上回った。
- ・特別に支払われた給与を含む現金給与総額は、規模5人以上で250,738円、前年同月比0.6%増で、2ヶ月連続で前年同月を上回った。また、規模30人以上では272,128円、前年同月比0.1%減で、2ヶ月ぶりに前年同月を下回った。

表1 賃金の動き

産 業	現金給与総額				きまって支給する給与						特別に支払われた給与	
	実 数	指 数	前月比	前年同月比	実 数	前月比	前年同月比	所定内給与		所定外給与	実 数	前年同月差
								実 数	前年同月比	実 数		
【事業所規模5人以上】	円	%	%	%	円	%	%	円	%	円	円	円
調 査 産 業 計	250 738	86.5	△0.3	0.6	241 079	0.3	△0.6	227 597	1.7	13 482	9 659	2 879
建 設 業	376 295	90.3	18.2	11.2	322 321	2.5	△3.0	309 384	△1.7	12 937	53 974	48 178
製 造 業	277 213	83.7	3.3	△1.5	265 133	1.1	△1.9	241 841	1.1	23 292	12 080	735
卸 売 業、小 売 業	196 900	93.0	△6.5	△15.0	193 100	△2.5	△11.6	187 553	△8.0	5 547	3 800	△ 9 393
医 療、福 祉	245 519	78.9	△3.2	2.3	238 785	0.2	△0.4	230 556	1.7	8 229	6 734	6 432
【事業所規模30人以上】												
調 査 産 業 計	272 128	84.3	△0.8	△0.1	266 085	1.1	0.3	247 811	2.8	18 274	6 043	△ 1 408
建 設 業	349 807	90.7	7.6	△5.9	348 088	7.3	△5.4	325 091	△1.8	22 997	1 719	△ 2 297
製 造 業	292 754	80.3	6.5	0.0	278 590	1.9	0.1	250 960	3.5	27 630	14 164	△ 314
卸 売 業、小 売 業	216 049	111.4	△5.4	△1.4	210 924	0.2	△0.9	204 552	△0.8	6 372	5 125	△ 1 257
医 療、福 祉	277 277	78.5	△2.7	1.6	276 262	△0.1	1.2	264 720	3.6	11 542	1 015	948

図1 賃金の動き（前年同月比）－規模30人以上・調査産業計－



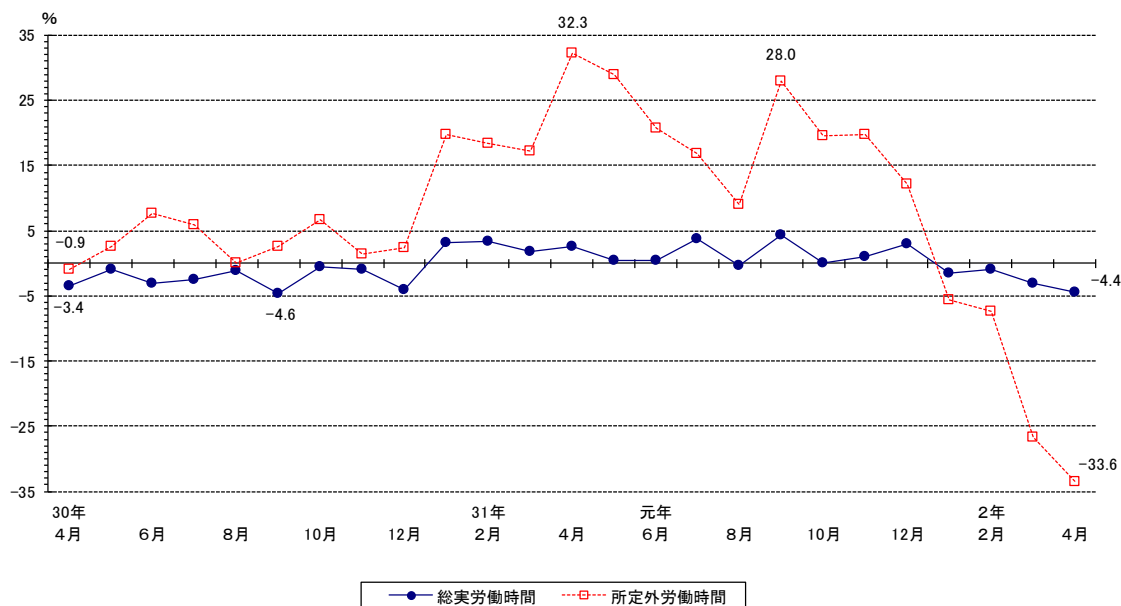
労働時間

- ・総実労働時間は、規模5人以上で140.6時間、前年同月比5.3%減で、4ヶ月連続で前年同月を下回った。また、規模30人以上では147.2時間、前年同月比4.4%減で、4ヶ月連続で前年同月を下回った。
- ・所定外労働時間は、規模5人以上で8.4時間、前年同月比33.4%減で、4ヶ月連続で前年同月を下回った。また、規模30人以上では10.9時間、前年同月比33.6%減で、4ヶ月連続で前年同月を下回った。

表2 労働時間の動き

産 業	総実労働時間							出 勤 日 数		
					所定外労働時間					
	実 数	指 数	前月比	前年同月比	実 数	前月比	前年同月比	実 数	前月差	前年同月差
【事業所規模5人以上】										
調 査 産 業 計	140.6	95.3	1.6	△5.3	8.4	△8.7	△33.4	18.5	0.3	△0.6
建 設 業	163.8	96.9	△1.8	△3.7	6.1	△37.1	△29.9	20.9	0.3	△0.6
製 造 業	165.4	98.8	2.2	△2.9	13.3	△8.9	△24.4	20.1	0.6	△0.2
卸 売 業、小 売 業	131.0	98.3	3.1	△8.1	4.7	△16.1	△49.5	18.6	0.7	△0.8
医 療、福 祉	135.0	98.4	1.9	1.2	3.5	△7.9	△30.0	18.5	0.2	0.1
【事業所規模30人以上】										
調 査 産 業 計	147.2	97.2	3.5	△4.4	10.9	△1.0	△33.6	18.7	0.5	△0.5
建 設 業	160.9	102.4	2.7	△8.4	11.2	△11.8	△30.4	19.7	0.7	△1.8
製 造 業	167.6	98.8	2.4	△2.5	15.3	△3.7	△22.3	20.0	0.6	△0.1
卸 売 業、小 売 業	128.4	97.5	3.8	△4.1	4.9	△12.4	△5.7	17.7	0.5	△1.3
医 療、福 祉	144.8	102.1	2.9	7.1	4.4	△6.4	△22.8	19.1	0.2	1.0

図2 労働時間の動き（前年同月比）－規模30人以上・調査産業計－



雇 用

- ・常用労働者数は、規模5人以上で678,551人、前年同月比0.4%増で、4ヶ月連続で前年同月を上回った。
また、規模30人以上では350,205人、前年同月比0.6%増で、16ヶ月ぶりに前年同月を上回った。
- ・パートタイム労働者の比率は、規模30人以上で27.9%となり、前年同月差1.0ポイント低下した。

表3 常用雇用の動き

産 業	常 用 労 働 者						労 働 異 動	
	実 数	指 数	前 月 比	前 年 同 月 比	パートタイム 労働者比率	パートタイム 労働者比率 前年同月差	入 職 率	離 職 率
【事業所規模5人以上】								
調 査 産 業 計	678 551	104.7	0.6	0.4	33.0	△ 2.0	4.88	4.31
建 設 業	42 391	136.5	0.3	2.9	9.3	1.7	3.58	3.25
製 造 業	170 611	100.1	1.3	△ 0.7	17.3	△ 0.2	2.78	1.43
卸 売 業、小 売 業	119 917	98.6	1.1	△ 0.6	49.1	0.6	4.23	3.11
医 療、福 祉	103 283	103.2	0.3	1.0	35.7	△ 6.6	6.16	5.84
【事業所規模30人以上】								
調 査 産 業 計	350 205	102.1	1.7	0.6	27.9	△ 1.0	5.37	3.69
建 設 業	10 031	141.5	2.7	0.9	8.2	3.3	5.49	2.80
製 造 業	119 671	97.2	2.2	△ 3.0	13.5	△ 1.0	3.36	1.22
卸 売 業、小 売 業	43 057	97.3	0.2	0.1	52.3	△ 2.3	2.47	2.26
医 療、福 祉	58 770	95.9	2.9	2.0	29.9	△ 6.0	8.37	5.48

図3 常用雇用の動き（前年同月比）－規模30人以上・調査産業計－

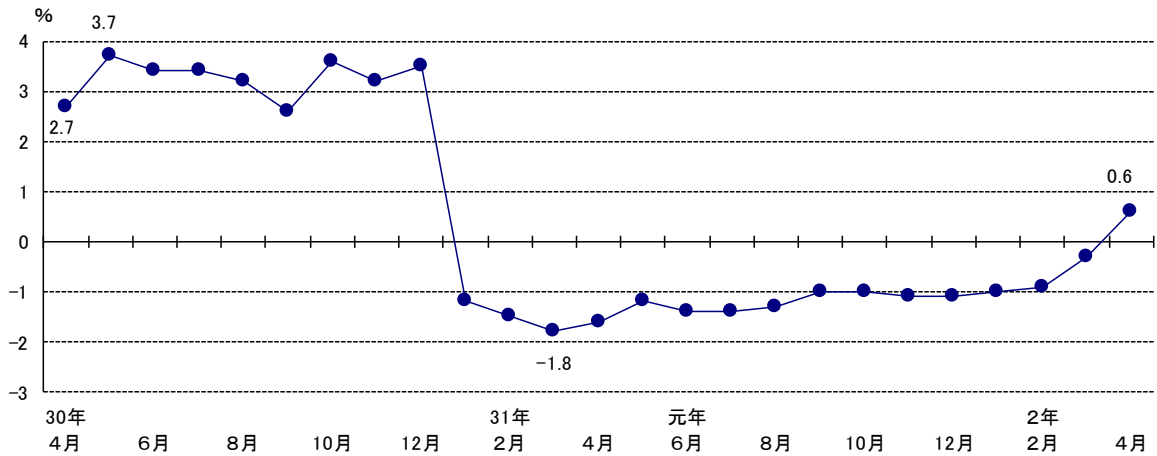
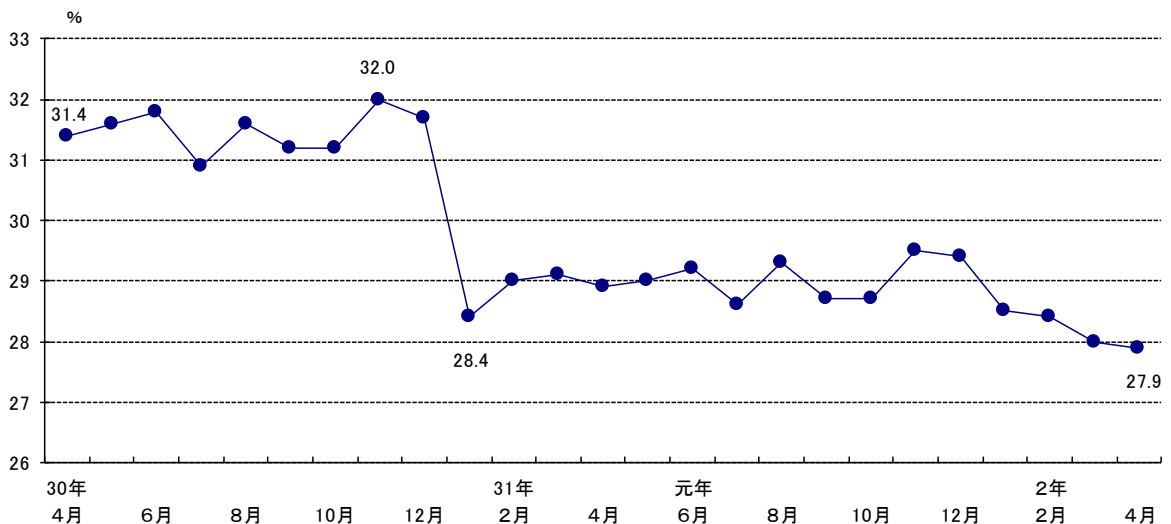


図4 パートタイム労働者比率の動き－規模30人以上・調査産業計－



【利用上の注意】

- 1 平成 29 年 1 月分結果から、賃金・労働時間及び雇用指数は平成 27 年平均を 100 とする平成 27 年基準を使用。これに伴い、平成 28 年 12 月分までの指数を平成 27 年平均が 100 となるように改訂した。
- 2 平成 28 年 12 月分までの増減率は平成 22 年基準の指数を用いて計算をしたものである。そのため、平成 27 年基準の指数で計算した場合と必ずしも一致しない。
- 3 前年比などの増減率は、指数等により算出しており、実数で計算した場合と必ずしも一致しない。
- 4 調査事業所のうち 30 人以上の抽出方法は、従来の 2～3 年に一度行う総入替え方式から、毎年 1 月分調査時に行う部分入替え方式に平成 30 年から変更した。賃金、労働時間指数とその増減率は、総入替え方式のときに行っていた過去に遡った改訂はしない。常用雇用指数とその増減率は、平成 30 年 1 月分結果から労働者数推計のベンチマークを更新したことに伴い、過去に遡って改訂した。
- 5 指数の算式

基準年の平均（以下「基準数値」という。）を 100 とする指数を作成している。
各月の指数は、次の算式によって作成している。

$$\text{各月の指数} = \frac{\text{各月の調査結果の実数}}{\text{基準数値}} \times 100$$

指数と各月の調査結果の実数との対応は次のとおりである。

指数の種類	各月の調査結果の実数
現金給与総額指数	各月の 1 人平均現金給与総額
総実労働時間指数	各月の 1 人平均総実労働時間数
常用雇用指数	各月の本月末常用労働者数

上記の算式により作成された指数に基づいて、前年同月比等の増減率を計算している。

- 6 現在の指数の基準時は、平成 27 年（2015 年）である。
- 7 常用労働者とは、
 - ① 期間を定めずに雇われている者
 - ② 1 か月以上の期間を定めて雇われている者のいずれかに該当する者をいう。
- 8 パートタイム労働者とは、常用労働者のうち、
 - ① 1 日の所定労働時間が一般の労働者より短い者
 - ② 1 日の所定労働時間が一般の労働者と同じで 1 週の所定労働日数が一般の労働者より少ない者のいずれかに該当する者をいう。また、一般労働者とは、常用労働者のうち、パートタイム労働者でない者をいう。

【調査の概要】

厚生労働省が実施する、統計法に基づく基幹統計調査であり、雇用労働者の賃金、労働時間及び雇用の毎月の変動を明らかにすることを目的とするものである。

調査結果は、労働・経済政策の基礎資料として用いられている。

この調査は、日本標準産業分類に定める「鉱業、採石業、砂利採取業」「建設業」「製造業」「電気・ガス・熱供給・水道業」「情報通信業」「運輸業、郵便業」「卸売業、小売業」「金融業、保険業」「不動産業、物品賃貸業」「学術研究、専門・技術サービス業」「宿泊業、飲食サービス業」「生活関連サービス業、娯楽業」「教育、学習支援業」「医療、福祉」「複合サービス事業」「サービス業（他に分類されないもの）」に属する常用労働者 5 人以上の事業所のうち、厚生労働大臣が指定する約 800 事業所を対象とする。

< 環境生活部統計課ホームページ >

<http://www.pref.gifu.lg.jp/kensei/tokei/tokei-joho/11111/>